

緑井学区社会福祉協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、緑井学区社会福祉協議会（以下、緑井社協）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、広島市安佐南区緑井一丁目6番1号 緑井駅前サロンに置く。

(目 的)

第3条 本会は、共助の精神に基づき、緑井学区における住民の福祉の増進と親睦を図り、住みよく明るい地域社会をつくとともに、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」第3条第1項で定める活動（以下「特定地域共同活動」という。）を行う地域主体のまちづくりを推進していくことにより、地域の諸問題の解決を図るとともに、持続可能な地域コミュニティを実現することを目的とする。

(主として活動を行う区域)

第4条 本会が主として活動を行う区域は、緑井小学校区とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、第4条に規定する区域に居住する全住民を対象として、関係機関と総合的に連携して、次のような観点に留意しながら、地域の情報や将来像の共有、特定地域共同活動の企画・検討及び実施、住みよいまちづくりに関する中長期的な計画の策定及び更新、活動の計画及び実施の状況並びに予算及び決算に係る資料の公表、行政等への地域情報の提供・支援活動の提言、その他本会の目的達成に必要な事業に取り組む。

- (1) 公的社会福祉の円滑な運用を通じ、福祉に欠ける人々への温かい手を差しのべ、誰もが幸せになれる地域になるよう努める。
- (2) 明るく住みよい、環境づくりのための調査・研究・広報を行うとともに、町内会・自治会・福祉会及び各種団体との連絡を密にして相互に協力する。
- (3) 共同募金、その他の実践を通じて、住民相互の連帯をつくる。
- (4) 体育、レクレーション活動を通じ、日常生活を明るく楽しくする。
- (5) 各地区社会福祉協議会と、連絡調整を図り相互に協力する。

(組 織)

第6条 前条の事業を分担して行うため、緑井社協に各部を組織する。

2. 別表のとおり事務局（サロン部）、地域部、福祉部、安全部及びスポーツ子ども部を置く。
3. 事務局（サロン部）以外の各部は、それぞれ別表記載の緑井社協を構成する各構成員をもって組織する。

(会 員)

第7条 本会の会員は、緑井学区内に居住する住民をもって構成する。

(構成員の資格及び代議員)

第8条 本会は、次に該当する者であって、別表に掲げる団体又は個人を構成員とする。

- (1) 第4条に規定する区域に居住する住民を主たる構成員とする地縁による団体等
 - (2) その他、本会の趣旨に賛同する個人又は団体
2. 会員の中から一定数の代議員を選出し代議員制による運営を行う。
 3. 本会の事業を執行するため、構成員の中から代議員を選出する。
 4. 代議員の人数は別表で定めることとし、緑井社協を構成する構成員からの推薦者をもってあて、代議員総会において選任する。
 5. 代議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、代議員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その代議員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(連携団体)

第9条 本会は、第3条の目的を達成するため、本会の趣旨に賛同する団体と連携協定書を締結し、当該団体を連携団体として位置付けることができる。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 地域部代表（各町内会からの代表） 5名
- (4) 福祉部代表 1名
- (5) 安全部代表 2名
- (6) スポーツ子ども部代表 1名
- (7) 地域福祉推進委員 1名
- (8) 事務局長 1名
- (9) 書記 1名
- (10) 会計 1名
- (11) 監事 2名

(役員の選出)

第11条 役員の選出は代議員の中から次により行う。

- (1) 会長は代議員総会において選出する。
- (2) 副会長は各町内からの代表1名、各部代表からの1名を会長が推薦し、代議員総会において承認を受ける。
- (3) 事務局長・書記・会計・監事は、会長が推薦し代議員総会において、承認を受ける。
- (4) 地域部の代表は各町内会からの代表をもってあて、代議員総会において承認を受ける。
- (5) 福祉・安全・スポーツ子どもの各部の代表は各部内で互選を行い、代議員総会において承認を受ける。
- (6) 地域福祉推進委員は安佐南区地域福祉推進委員をもってあて、代議員総会において承認を受ける。
- (7) 監事は、他の役員を兼ねることはできない。
- (8) 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、代議員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

ア 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

イ 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職 務)

第12条 役員等の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は書記・会計を統括し、緑井駅前サロンの運営を含むすべての事務処理を行う。
- (4) 書記は本会の諸事業の、記録整理の任にあたる。
- (5) 会計は本会の、経理事務を担当する。
- (6) 監事は本会の事業の執行の状況及び会計を監査するとともに、役員会に出席して意見を述べるができる。
- (7) 推進委員は、安佐南区社会福祉協議会との連絡調整にあたる。
- (8) 代議員は、各部に所属し事業の推進にあたる。

(役員の活動費)

第13条 役員が行う連絡調整・広報等の活動に係る経費として、次のとおり役員に活動費を支給することができる。

- (1) 会長 月額上限 30,000円
- (2) 会長以外の役員（事務局長を除く） 月額上限 20,000円

(役員等の任期)

第14条 役員及び代議員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。

2. 前項の規定に関わらず、同一の役員の連続した任期は、地域の活性化を図る観点から、原則として3期6年までとすることを目指す。

(会 議)

第15条 会議は、代議員総会・役員会・部会とする。

2. 代議員総会は、第8条の代議員をもって構成し、会長が招集し議長となり、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

ただし、次の各号の一に該当する場合は臨時の代議員総会を開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 構成員の3分の1以上から請求があったとき。
3. 役員会は、監事を除く役員で構成し、必要に応じて会長が招集し議長となる。
4. 部会は、各部において事業の実施に関し必要に応じて開催することができる。
5. 代議員総会及び役員会は、会議の構成員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
6. 決議を要する事項については、出席者の過半数をもって議決、決定し、可否同数の場合は議長又は部会長がこれを決定する。
7. 止むを得ない理由のため、代議員総会又は役員会に出席できない会議の構成員は、書面

をもって表決し、又は会議の他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

8. 前項におけるこの条の第5項及び第6項の規定の適用については、その会議の構成員は出席したものとみなす。
9. 会長は、緊急を要する事項又は会長が必要と認めたものについては、審議事項の概要を記載した書面を構成員に送付し賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる（以下「書面開催」という。）。
10. 書面開催によって議決を行った場合、その結果を次回の会議において報告するものとする。

（代議員総会）

第16条 代議員総会は議決機関とし、次のことを議決する。

- (1) 代議員及び役員の選任・解任に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 中長期的な住みよいまちづくりの計画に関する事。
- (5) 会則の改正及び改廃に関する事。
- (6) 本会の解散に関する事。
- (7) その他重要事項。

（代議員総会の議事録）

第17条 代議員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会議の構成員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は押印をしなければならない。

（代議員総会の公開）

第18条 第4条に規定する区域に居住する住民は、代議員総会を傍聴することができる。

ただし、議事の運営に支障があると議長が認めた場合は、これを制限することができる。

2. 第4条に規定する区域に居住する住民が、代議員総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

（役員会）

第19条 役員会は、次のことを議決するほか、地域の実情に関する情報交換等を行う。

- (1) 代議員総会に提案する事項
- (2) 諸規定の制定及び改廃
- (3) 役員会の運営に関する事項
- (4) 各部の運営に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(役員会の議事録)

第20条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会議の構成員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(役員会の議事録の公開)

第21条 第4条に規定する区域に居住する住民が、役員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(各部の運営)

第22条 福祉部、安全部及びスポーツ子ども部の各部は、所属する代議員で互選し代表を定め、各部を統括し、緑井社協の事業推進と運営にあたる。

2. 福祉部に、支え合いネット運営委員会及び緑井学区社協お助け隊を置く。

(事業計画及び予算)

第23条 本会の事業計画及び予算は、役員会において原案を作成し、各会計年度開始前に、代議員総会の議決をもって定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が代議員総会において議決されていない場合は、会長は、代議員総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

3. 第1項の規定により定めた事業計画及び予算は、ホームページや広報紙などの方法により公表する。

(事業報告及び決算)

第24条 本会の事業報告及び決算は、役員会において原案を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に、代議員総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の規定により承認された事業報告及び決算は、ホームページや広報紙などの方法により公表する。

(会 計)

第25条 本会の経費は、補助金・助成金・事業に伴う収入・寄付金・その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第27条 本会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2. 第4条に規定する区域に居住する住民が前項の帳簿の閲覧を請求したときは、会長が

指定する日時・場所において、これを閲覧することができる。

(会則の変更)

第28条 この会則は、代議員総会において議決を得なければ、変更することはできない。

(付則) 1. 本会は、広島市安佐南区社会福祉協議会と連絡を密にし、これに協力する。

2. この会則は、昭和59年6月18日より施行する。

この会則は、平成10年7月27日 一部改正

この会則は、平成20年6月15日 一部改正

この会則は、令和 5年5月13日 一部改正

この会則は、令和 6年2月14日 一部改正

この会則は、令和 6年5月18日 一部改正

この会則は、令和 7年5月17日 一部改正

この会則は、令和 8年5月16日 一部改正

—改正理由—

1. 「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」の制定に伴い、必要な事項について改正した。

別表

構成員	委員数
八敷福祉会	5名以内
緑井中組町内会	5名以内
日吉町内会	5名以内
岩谷町内会	5名以内
大下町内会	5名以内
佐東南地区民生委員児童委員協議会	2名
緑井学区母子会	1名
緑井学区自主防災会連合会	1名
緑井学区防犯組合	1名
安佐南交通安全協会緑井支部	1名
安佐南交通安全運動推進隊佐東町地区隊	1名
緑井学区公衆衛生推進協議会	1名
緑井学区体育協会	3名
緑井学区子ども会育成協議会	2名
緑井学区青少年健全育成協議会	1名
緑井小学校PTA	1名
城南中学校PTA	1名
安佐中学校PTA	1名
緑井幼稚園保護者の会	1名
地域福祉推進委員	1名

※ 構成員は、正式名称とする。